

証券取引約款(法人のお客さま用)

新旧対照表

新	旧
<p>(取引報告書) 第18条 当社にご注文いただいた有価証券等の 売買等の取引が成立したとき、またはそ の他法令に定めるときは、金商法第 37 条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取 引報告書(契約締結時等交付書面)をお 客さまに交付します(郵送または法令に 定める電子情報処理組織を使用する方 法による交付を含みます。以下取引残高 報告書についても同様です)。</p> <p style="text-align: right;">2026年6月</p>	<p>(取引報告書) 第18条 当社にご注文いただいた有価証券等の 売買等の取引が成立したとき、またはそ の他法令に定めるときは、金商法第 37 条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取 引報告書(契約締結時交付書面)をお客 さまに交付します(郵送または法令に定 める電子情報処理組織を使用する方法 による交付を含みます。以下取引残高報 告書についても同様です)。</p> <p style="text-align: right;">2025年6月</p>

外国証券取引口座約款(法人のお客さま用)

新	旧
<p>(配当等の処理) 第7条 (省略) 8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配 当金等の支払いを開始する日として指定した 日から5年を経過してもなお受領されないとき は、決済会社および当社はその支払義務を免 れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 (3)寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券 等以外の株券が分配される場合は、決済会社 が当該分配される株券の振込みを指定し申込 者が源泉徴収税額相当額の支払いをするとき は、当該分配される株券を決済会社が受領し、 当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未 満の株券および決済会社が振込みを指定しな</p>	<p>(配当等の処理) 第7条 (省略) <u>(追加)</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 (3)寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証 券等以外の株券が分配される場合は、決済会 社が当該分配される株券の振込みを指定し申 込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするこ ときは、当該分配される株券を決済会社が受領 し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1 株未満の株券および決済会社が振込みを指定</p>

いときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者に支払うものとします。

(省 略)

- (5) 第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。

(諸料金等)

第 20 条

(省 略)

- (3) 外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等を申込者に請求することがあります。

(取引残高報告書の交付)

第 23 条

(省 略)

- 4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の申込者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定め

しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。

(省 略)

- (5) 第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。

(諸料金等)

第 20 条

(省 略)

- (3) 外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等をお客さまに請求することがあります。

(取引残高報告書の交付)

第 23 条

(省 略)

- 4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が

<p>るところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p>
<p><u>付則(2026年6月)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>1 第7条第8項を新設し、令和12年10月1日より施行します。</u></p>	
<p><u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p>	
<p><u>2 第8条第5号における以下の下線部の改定は、令和12年10月1日より施行します。</u></p>	
<p><u>第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p>	
<p><u>3 前各項の規定は、同施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(第8条第5号において準用する場合にあっては、同条第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u></p>	
<p>2026年6月</p>	<p>2025年6月</p>

以上